

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第14項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年6月27日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

○令和5年度指定管理者監査の概要

- 1 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
- 2 監査対象施設 岩倉市生涯学習センター
- 3 監査対象事業者 特定非営利活動法人来未 iwakura
- 4 監査対象課 教育こども未来部 生涯学習課
- 5 監査の範囲
 - ・令和2年4月1日から令和5年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
 - ・指定管理者指定の手續に係るものは上記以前の期間を含む。
- 6 監査の期間 令和5年11月21日から令和6年1月19日まで
- 7 監査結果公表日 令和6年2月22日
- 8 措置通知受理日 令和6年5月31日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P3	<p>指定管理者は、活動予算書（案）と活動計算書において、経常費用（支出）を生涯学習センター事業に係る経費である「事業費」と特定非営利活動法人来未 iwakura の法人運営に係る経費である「管理費」に区分している。このうち、「管理費」に係る令和4年度活動計算書の支出の一部を確認したところ、生涯学習センターの防犯監視業務、建築設備点検・防火設備検査、建物外壁調査に係る費用が含まれていた。これらは、生涯学習センター事業に係る経費であると認められるため、「事業費」とすることが適当であると思われる。ついては、これを機に、経常費用の項目の全てについて、実態に即して適切に事業費と管理費の区分が行われているかの精査を行っていただきたい。</p>	<p>(3) 対応済の事項</p> <p>経常費用の事業費及び管理費の項目及び経費について、令和6年度事業の活動予算書（案）において見直しを行った。</p>
P4	<p>活動予算書（案）について、「経常収益（収入）計の額」と「経常費用（支出）計の額」が一致せず、経常費用計の額が経常収益計の額より「予備費」で計上した額の分上回る状況となっていた。このことについて、来未 iwakura によれば、「他の支出科目から予備費</p>	<p>(3) 対応済の事項</p> <p>活動予算書（案）の経常費用における予備費については、経常収益の中で配分できないため内部留保金を充てており、収益に反映していないが、今回の監査での指摘</p>

	<p>分を確保することが難しく、予備費分は来未 iwakura の団体に係る内部留保金を充てることを可能とする運用であるため、このような活動予算書（案）としている」とのことであった。しかしながら、収支バランスが一見してわかるようにすることで会計経理は適切に管理できるものであるため、「経常収益（収入）計の額」と「経常費用（支出）計の額」が一致する活動予算書を作成するのが基本であると考え。</p>	<p>を受け、指定管理者と協議しながら経常収益と経常費用の合計の額が一致した予算書としていく。</p>
<p>P4</p>	<p>活動予算書（案）には、経常収益・経常費用に係る各項目に「本年度予算額」が記載されている。また、活動計算書には、経常収益・経常費用に係る各項目に「予算現額」が記載されている。この「予算現額」は、当該年度中に流用、補正等を行った後の額が示されているため、活動予算書（案）の「本年度予算額」と一致しない。また、活動計算書には、流用、補正等の額は記載されていない。</p> <p>年度開始時の「本年度予算額」と決算額を比較することで当初の見込みと実績の差が明らかになり、「本年度予算額」「流用、補正等の額及びその理由」「予算現額」を対照できるようにすることで「本年度予算額」からどのような流用、補正等を行い「予算現額」に至ったのかの経過を確認することができる。</p> <p>については、活動計算書には「本年度予算額」、「流用、補正等の額及びその理由」及び「予算現額」を記載するようにしてほしい。</p>	<p>（３）対応済の事項</p> <p>従来の活動計算書の項目は、「予算現額」及び「決算額」の項目であったが、令和５年度活動計算書からは、「予算現額」の前に新たに「当初予算額」と「補正額」及び「流用額」を追加し、当初予算額から最終予算額の経緯が明確になるようにした。また、補正及び流用については、額及び理由等を明確に記載した。</p>

※ 上記については、令和６年５月３１日現在の状況である。